

# 第二期 日の出町 地域福祉計画

概要版

計画期間

令和8(2026)年度 ▶ 令和11(2029)年度



日の出町イメージキャラクター「ひのでちゃん」

令和8年2月  
日の出町

# 1

## 計画策定の背景と目的

国では、さまざまな生活課題を抱えた人々が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに築っていくことのできる「地域共生社会の実現」に向けた体制整備を進めています。この地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が令和3年4月からスタートしています。

東京都では、令和3年度～令和8年度を計画期間とする「第二期東京都地域福祉支援計画」を策定し、「人が輝く」東京を目指し、東京における地域共生社会の実現に向け、都、区市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって地域福祉を推進しています。

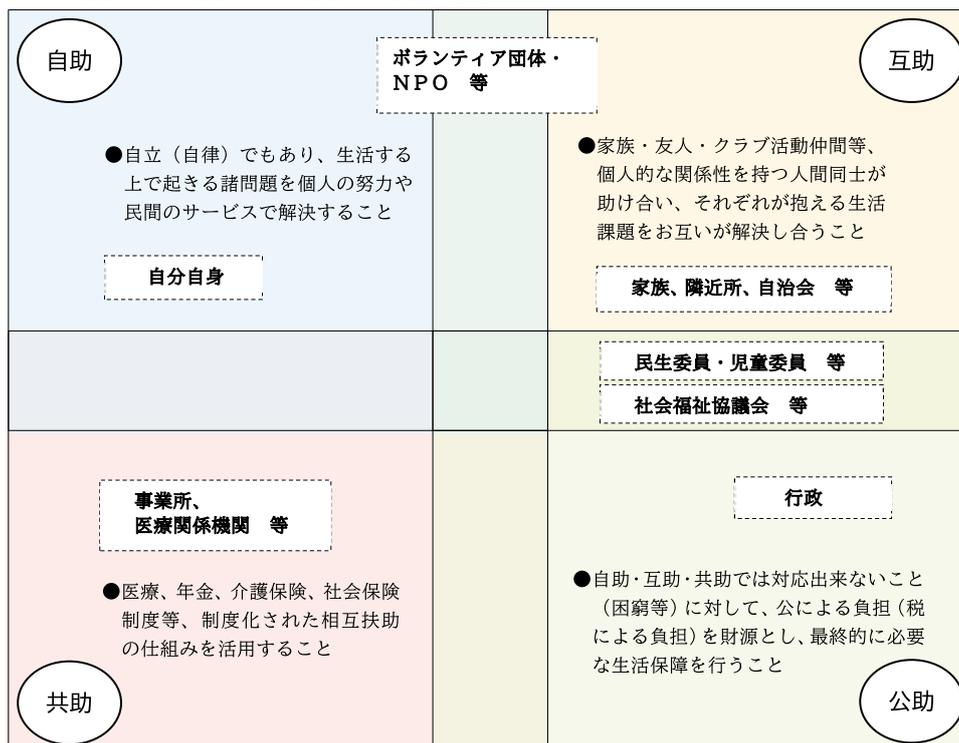
本町では、令和3年3月に「みんなでつくろう 住みよい 日の出町！」を基本理念とする「日の出町地域福祉計画（計画期間：令和3～7年度）」を策定し、町民とともに地域福祉の推進に取り組んできました。この度、令和7年度に計画期間が終了することから、今日の社会的潮流及び今後の町の中長期的な情勢等を見据え、改定を行い、新たな「第二期日の出町地域福祉計画（計画期間：令和8～11年度）」を策定します。

# 2

## 地域共生社会を支える上での4つの「助」

地域福祉の推進に向けて、個人、地域社会、行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力していくことが必要であり、様々な生活課題を「自助」「互助」「共助」「公助」の連携・協力によって解決していきます。

「自助」「互助」「共助」「公助」の関係図



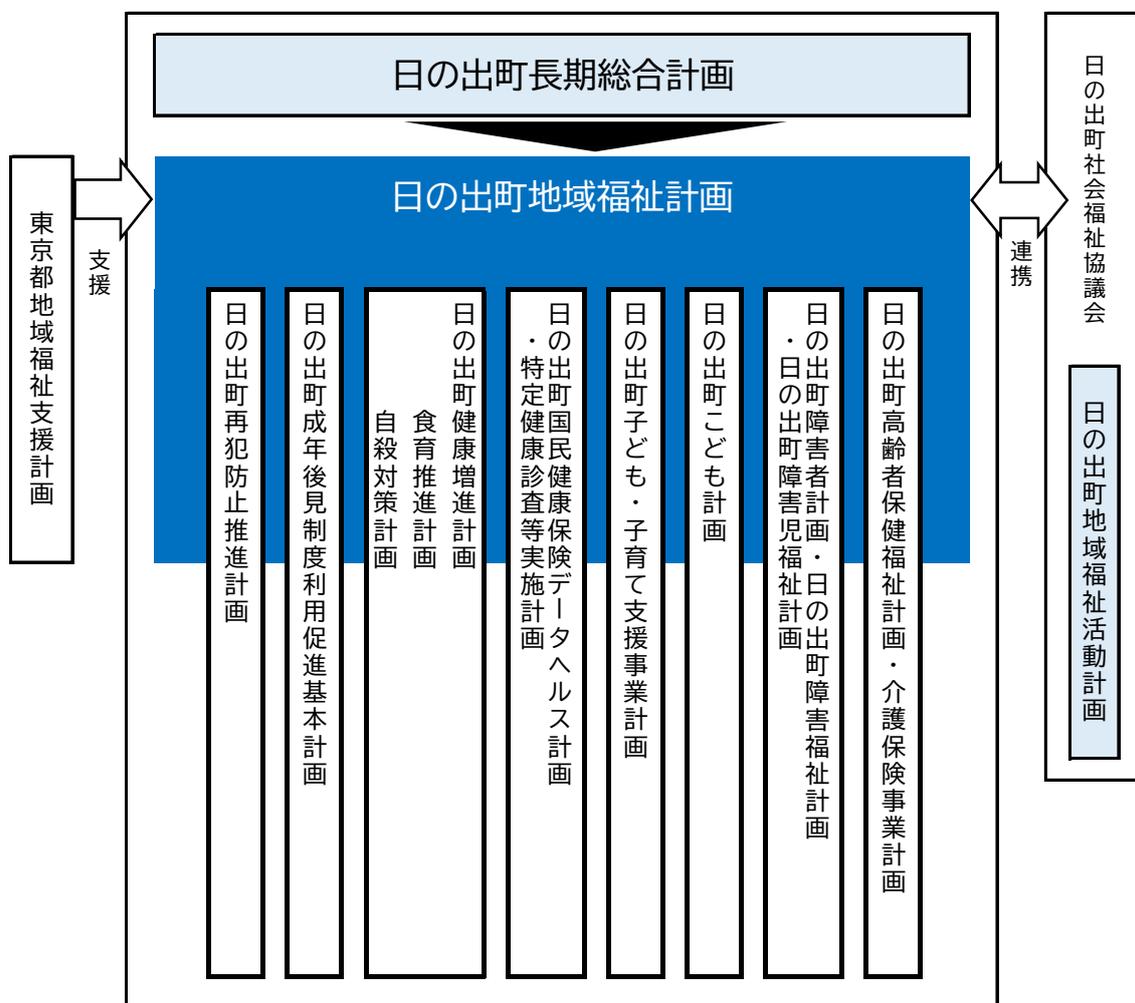
※「自助」「互助」「共助」「公助」でそれぞれ重なる部分は少し色が濃くなっています

### 3

## 計画の位置づけと計画期間

本計画は、社会福祉法第 107 条（市町村地域福祉計画）に基づく法定計画であり、日の出町長期総合計画を上位計画として、その理念や将来都市像、施策に掲げる目標等を踏まえて策定します。また、国及び東京都がそれぞれに策定する関連の計画や、町が策定した各種計画との整合・連携を図ります。

また地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を定める上位計画として位置づけ、既存の各種保健福祉計画との整合を図ります。なお、本計画は、再犯防止推進法の趣旨及び第 8 条第 1 項の規定を鑑み、再犯防止に関する施策を取りまとめた「日の出町再犯防止推進計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律第 23 条第 1 項に基づき施策の総合的・計画的な推進の取組を取りまとめた「日の出町成年後見制度利用促進基本計画」の内容を内包します。



本計画の期間は、令和 8 (2026) 年度から令和 11 (2029) 年度までの 4 年間としています。ただし、期間内であっても、社会情勢の変化、地域の実情などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

## 4

## 基本理念(町の目指す姿)

第六次日の出町長期総合計画（基本構想・前期基本計画）では、「みんなでつくろう日の出町『暮らしたくなるまち』の実現」を町の将来像に掲げ、自然と都市が調和した便利で快適なまちの実現、また、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、安心して人がつながり、支えあう地域をつくるとともに若い世代からも選ばれるまちに向けた取組を進めることで、誰もが暮らしたくなるまちの実現を目指します。

その中で、地域福祉の充実においては、誰もが支援の担い手となり、地域全体で支えあうことで、複雑な課題を抱える人が必要な支援につながっている町を目標にしています。

本計画では、上位計画である日の出町長期総合計画をはじめ、日の出町の地域福祉をめぐる課題や、これまでの地域福祉分野における取組等を踏まえ、次の基本理念のもと、地域福祉の推進を図ります。

みんなで支えあい、だれもが安心して暮らせる

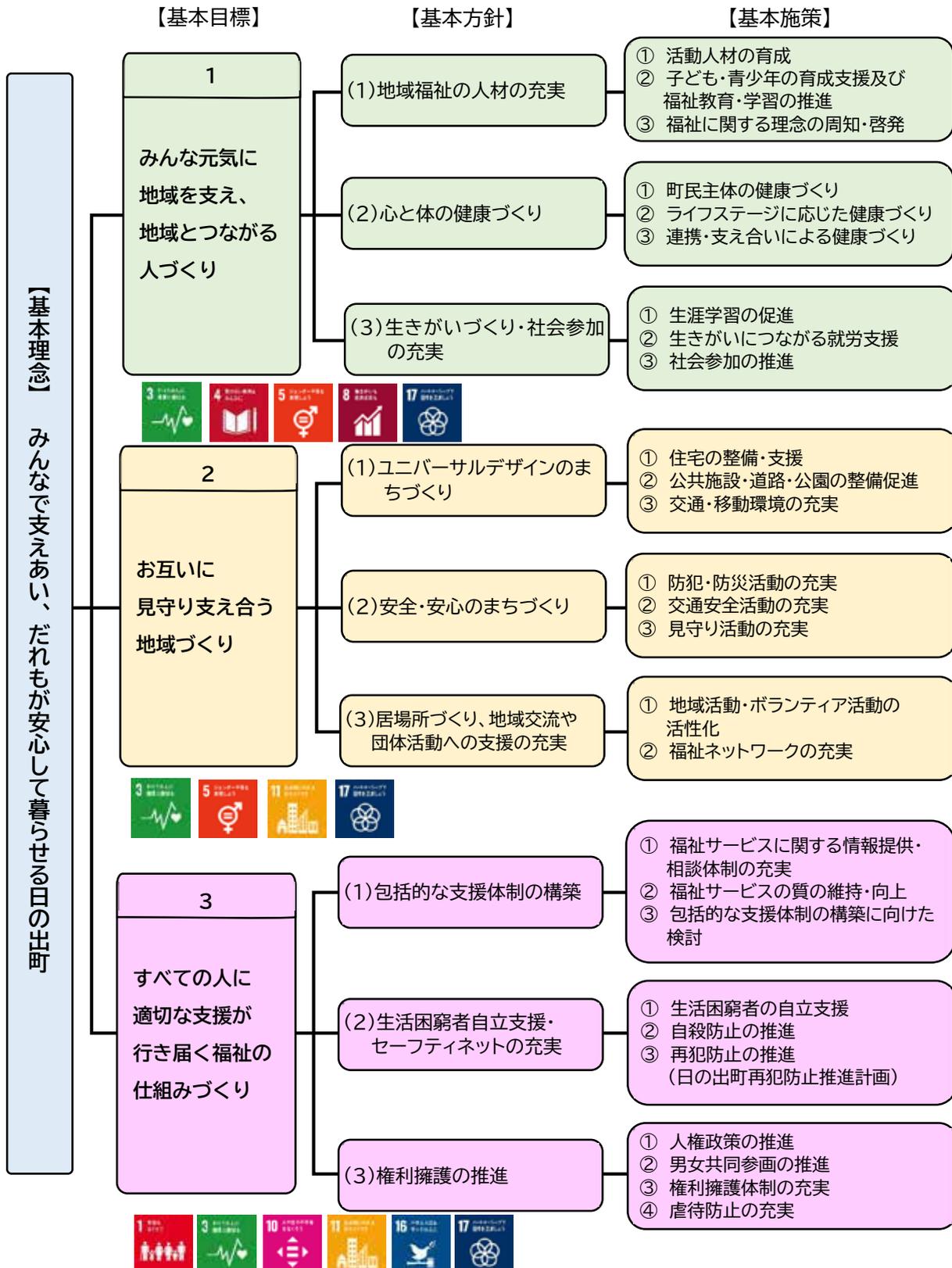
日の出町

SDGsと地域福祉では、「すべての人に健康と福祉を」（目標3）や「住み続けられるまちづくり」（目標11）などを通じて深く関係しています。地域福祉の推進は、SDGsが目指す「誰一人取り残さない」社会の実現に不可欠であることから、お互いに補完しあって、地域課題に取り組むことで、より包括的で持続可能な地域社会の構築を目指していきます。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本理念の実現に向け、3つの基本目標を定め、基本方針に沿って基本施策を進めます。



## 6

## 施策の展開（方向性と町の主な取組）

## 基本目標1 みんな元気に地域を支え、地域とつながる人づくり

基本方針1	地域福祉の人材の充実
方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○担い手の発掘・育成・定着に向けて、ボランティア養成講座等の研修への支援、住民の参加促進に向けた周知を進めます。</li> <li>○都や関連機関等との連携を進め、福祉人材の確保・育成を目指すとともに、人と人をつなぐコーディネーター人材の発掘・育成のサポートを進めます。</li> <li>○こどもの頃からの福祉に対する意識の向上を図るため、学校での福祉教育に関する取組の充実を図ります。</li> <li>○地域共生社会の理念の周知・啓発に向けて、既存の広報誌等を活用するとともに、各種イベントに合わせた周知・PR等を進めます。</li> </ul>
町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○活動人材の育成</li> <li>○子ども・青少年の育成支援及び福祉教育・学習の推進</li> <li>○福祉に関する理念の周知・啓発</li> </ul>

基本方針2	心と体の健康づくり
方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町民主体の健康づくりに向けて、健康づくりに関する知識の普及・啓発を進めるとともに、主体的な健康づくり活動を支援します。</li> <li>○乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた健康づくりへの取組を進めます。</li> <li>○町民一人ひとりが健康に関心を持ち、主体的に取り組めるよう、健康づくりに関する団体等と連携しながら、健康を守るための環境づくりを進めます。</li> </ul>
町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町民主体の健康づくり</li> <li>○ライフステージに応じた健康づくり</li> <li>○連携・支え合いによる健康づくり</li> </ul>

<b>基本方針3</b>	<b>生きがいづくり・社会参加の充実</b>
方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町民一人ひとりが自発的な学習を通じて生きがいのある生活を送れるよう、各種機会を提供します。</li> <li>○関連機関と連携し、就労の場の確保に努めます。</li> <li>○多世代交流の場や社会参加の機会の創出に向けて、各種情報提供を進めるとともに、生きがいや地域の人々との交流につながるよう、環境づくりを進めます。</li> </ul>
町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生涯学習の促進</li> <li>○生きがいにつながる就労支援</li> <li>○社会参加の推進</li> </ul>

## 基本目標2 お互いに見守り支え合う地域づくり

<b>基本方針1</b>	<b>ユニバーサルデザインのまちづくり</b>
方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人や高齢者等に対応した住宅のバリアフリー化のため、各種助成を進めます。</li> <li>○「日の出町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインを進めます。</li> <li>○全ての人々が安心して気軽に外出・移動できるよう、各種支援を進めます。</li> </ul>
町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅の整備・支援</li> <li>○公共施設・道路・公園の整備促進</li> <li>○交通・移動環境の充実</li> </ul>

## 基本方針2 安全・安心のまちづくり

<b>基本方針2</b>	<b>安全・安心のまちづくり</b>
方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民が犯罪に巻き込まれることがないように、注意勧告や啓発活動を進めるとともに、地域住民主体の防犯活動を支援します。</li> <li>○自治体、自主防災組織、消防団等への活動を支援します。</li> <li>○災害時の迅速な支援体制の整備や住民への制度の周知を図ります。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察署や防犯協会等と連携し、交通安全活動の充実を目指します。</li> <li>○地域全体での見守り支え合う仕組み（見守りのネットワーク）を強化・充実します。</li> </ul>
町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防犯・防災活動の充実</li> <li>○交通安全活動の充実</li> <li>○見守り活動の充実</li> </ul>

<b>基本方針3</b>	<b>居場所づくり、地域交流や団体活動への支援の充実</b>
方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域での活動のきっかけづくりとなるよう、世代を超えて気軽に集うことができる居場所や仕組みの創出を検討していきます。</li> <li>○庁内の横断的な体制の強化、地域の多様な主体との連携・協働体制を強化します。</li> </ul>
町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域活動・ボランティア活動の活性化</li> <li>○福祉ネットワークの充実</li> </ul>

**基本目標3**      **すべての人に適切な支援が行き届く福祉の仕組みづくり**

<b>基本方針1</b>	<b>包括的な支援体制の構築</b>
方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○誰もが入手しやすい形で福祉サービスに関する情報提供を進めます。</li> <li>○福祉に関する総合的な相談窓口を進めます。</li> <li>○東京都等と連携しながら、福祉サービスの質の維持・向上を図ります。</li> <li>○地域住民の複雑化した支援ニーズに対応できるよう、包括的な支援体制づくりを進めます。</li> </ul>
町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉サービスに関する情報提供・相談体制の充実</li> <li>○福祉サービスの質の維持・向上</li> <li>○包括的な支援体制の構築に向けた検討</li> </ul>

<b>基本方針 2</b>	<b>生活困窮者自立支援・セーフティネットの充実</b>
方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○西多摩福祉事務所等と連携し、各種支援につなげていきます。</li> <li>○自殺対策を総合的に推進するため、5つの基本施策を定め、「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に取り組んでいきます。</li> <li>○地域の状況に合わせた再犯防止施策を進め、犯罪被害の防止や地域社会の安全・安心の確保を目指します。</li> </ul>
町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活困窮者の自立支援</li> <li>○自殺防止の推進</li> <li>○再犯防止の推進（日の出町再犯防止推進計画）</li> </ul>

<b>基本方針 3</b>	<b>権利擁護の推進</b>
方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権に関する啓発活動を進めるとともに、総合相談を通じて、個別相談にも対応していきます。</li> <li>○男女共同参画に関する情報を広く周知します。</li> <li>○高齢者や障がいのある方などが、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、福祉サービスや成年後見制度の利用に関する支援機関として「成年後見センターひので」があり、今後推進機関から中核機関へ移行し、機能強化に取り組んでいきます。</li> <li>○専門家等と連携・協力のもとに、虐待防止対策充実を図ります。</li> </ul>
町の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権施策の推進</li> <li>○男女共同参画の推進</li> <li>○権利擁護体制の充実（成年後見制度利用促進計画）</li> <li>○虐待防止の充実</li> </ul>

## 7

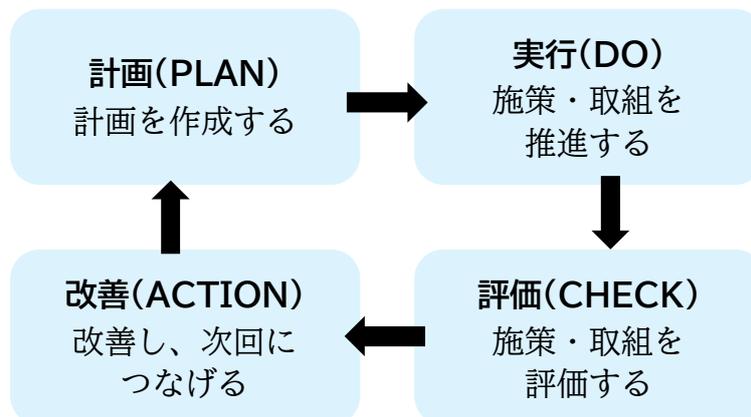
## 計画の推進・進行管理(策定後の流れ)

地域福祉は、地域に関わる全ての人々が主体となって推進していくことが重要です。そのため、本計画については広報誌や公式ホームページを通じて広く浸透を図ります。

また、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との連携を図るとともに、地域福祉を担う団体である、民生・児童委員協議会、日の出町自治会長連合会、NPO、ボランティア団体等との協力体制の強化を進め、計画を推進していきます。

さらに、地域住民の抱える多様かつ複合的な生活課題に対して、全庁的に連絡・調整を図りながら、施策・事業を推進していきます。

本計画は、総合計画における福祉の分野に関連する施策を具体化する計画であり、他の福祉計画における上位計画としての性格を持ちます。そのため、関連計画の推進や見直しにあたっては、地域福祉の推進が効果的に展開されるよう整合を図ります。また PDCA サイクルを通じて、施策や取組の効果等を評価し、社会状況等の変化も踏まえつつ、必要に応じて取組等を改善し、事業を展開していきます。







## 第二期日の出町地域福祉計画【概要版】

発行 令和8年2月 日の出町

企画・編集 日の出町福祉課

〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地

TEL : (042) 597-0511 (代) FAX : (042) 597-4369